

高知県行政書士及び行政書士法人に対する処分基準及び 処分手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第14条に基づく行政書士に対する処分及び法第14条の2第1項又は第2項に基づく行政書士法人に対する処分（以下「懲戒処分」という。）に係る基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(措置請求)

第2条 知事は、法第14条の3第1項の規定による通知及び措置の求め（以下「措置請求」という。）があったときは、当該措置請求をした者（以下「措置請求者」という。）に対して、別記第1号様式による措置請求書により措置請求を行うよう求めることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、通知された事実を確認するため、資料の提出を措置請求者に求めることができる。

3 知事は、当該措置請求が行政書士又は行政書士法人（以下「行政書士等」という。）に関するものでないこと、当該措置請求者が前項の規定による求めに応じないこと、当該措置請求の内容が著しく抽象的であること等の理由により適当な措置をとることができないと認めるときは、当該措置請求者に対し、その旨を通知するものとする。

(調査)

第3条 知事は、措置請求がされたときその他必要があると認めるときは、懲戒処分を行うために必要な調査を速やかに開始し、当該懲戒処分の対象となる行政書士等に対し、当該措置請求により通知された事実その他法第14条又は第14条の2第1項若しくは第2項の規定に該当すると思料される事実に関する報告又は資料の提出を求めるものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、法第13条の22の規定に基づき、職員に行政書士等の事務所に立ち入らせ、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、高知県行政書士会（以下「県行政書士会」という。）に対し、第1項に規定する事実に関し調査を依頼することができる。

(懲戒処分の基準)

第4条 この要綱において、懲戒処分の軽重は、行政書士に対するものにあつては、業務の禁止、2年以内の業務の停止（別表の1において「業務の

停止」という。) 、戒告の順序により、行政書士法人に対するものにあつては、解散、2年以内の業務の全部又は一部の停止(別表の2において「業務の停止」という。) 、戒告の順序による。

2 懲戒処分の基準は、別表のとおりとする。この場合において、当該行政書士等が行った行為の態様及び影響、当該行政書士等の行為後の対応等を考慮し、別表の左欄に掲げる違反行為等に応じ同表の右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち一の種類(懲戒処分の種類が一である場合にあつては、当該種類の懲戒処分)を行うものとする。

3 知事は、前条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、行政書士にあつては業務の禁止の処分、行政書士法人にあつては解散の処分をすることができる。ただし、法第14条の2第2項に該当する場合を除く。

(1) 行政書士等が過去に別表の左欄に掲げる違反行為等に該当する行為を行ったことを理由として、懲戒処分を受けたことがあるとき。

(2) 行政書士等が別表の左欄に掲げる違反行為等に該当する行為を2以上行ったとき。

(3) 行政書士等が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき。

(4) 行政書士等が行った行為の及ぼす影響が特に大きいとき。

4 知事は、別表の左欄に掲げる違反行為等のいずれかに該当する事実があると認める場合であっても、次の各号のいずれかの事由があると認めるときは、懲戒処分を行わないことができる。

(1) 行政書士等が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。

(2) 行政書士等の行為の違反の程度が軽微である等行政書士等が行った行為の違反の態様等に照らし懲戒処分を行わないことに相当の理由があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、真にやむを得ない事情があるとき。

(指導)

第5条 知事は、法第14条又は第14条の2第1項若しくは第2項に該当する事実があると認める場合であっても、当該事実が軽微であり、かつ、具体的な権利利益の侵害がないと認めるときは、当該事実に係る行政書士等に対して、懲戒処分を行わず、業務の適正化を図るための指導(以下「指導」という。)をすることができる。

2 指導は、書面を交付して行うものとする。

3 知事は、指導を行った場合でも、当該行政書士等に係る業務の適正化を図

られる見込みがないと認めるときは、懲戒処分を行うことができる。

(弁明の機会の付与及び聴聞)

第6条 知事は、行おうとする懲戒処分が、法第14条第1号又は第14条の2第1項第1号若しくは第2項第1号に掲げる処分に該当するときは、あらかじめ当該懲戒処分の名あて人となるべき行政書士等に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

2 前項の規定により、弁明の機会を付与しようとする場合は、別記第2号様式による弁明の機会の付与通知書により、当該行政書士等に通知するものとする。

3 知事は、行おうとする懲戒処分が、法第14条第2号若しくは第3号又は第14条の2第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項第2号に掲げる処分に該当するときは、あらかじめ当該懲戒処分の名あて人となるべき行政書士等について、聴聞を行わなければならない。

4 前項の規定により、聴聞を行おうとする場合は、あらかじめ別記第3号様式による聴聞通知書により、当該行政書士等に通知するものとする。

5 知事は、前項の規定による通知（行政書士に対するものに限る。）をしたときは、別記第4号様式による懲戒処分予定通知書により、直ちに県行政書士会を經由して日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）に当該懲戒処分をしようとする旨を通知するものとする。

(懲戒処分等の通知)

第7条 知事は、懲戒処分を行うときは、別記第5号様式による処分通知書により、懲戒処分の名あて人である行政書士等に通知するものとする。

2 知事は、懲戒処分又は指導を行った場合で、当該懲戒処分又は指導が措置請求に係るものであるときは、別記第6号様式による措置結果通知書により、当該措置請求者に通知するものとする。

3 知事は、懲戒処分又は指導を行ったときは、別記第7号様式による懲戒処分等手続完了通知書により、県行政書士会にその旨を通知するものとする。

4 前項の場合において、懲戒処分が法第14条第2号又は第3号に掲げる処分に該当するときは、前項の規定による通知に併せて、別記第8号様式による懲戒処分手続完了通知書により、県行政書士会を經由して連合会に当該懲戒処分の手続が完了した旨を通知するものとする。

5 知事は、第3条の規定による調査を行った結果、懲戒処分及び指導のいずれも行わないこととしたときは、当該措置請求者、当該調査の対象となった行政書士等及び県行政書士会にその旨を通知するものとする。

6 知事は、前条第5項の規定により連合会に通知した場合において、当該懲戒処分を行わないこととしたときは、県行政書士会を通じて連合会にその旨を通知するものとする。

(公告事項)

第8条 法第14条の5の規定により公告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 懲戒処分を行った年月日
- (2) 懲戒処分を受けた行政書士の氏名又は行政書士法人の名称並びに代表者の職名及び氏名
- (3) 懲戒処分を受けた行政書士の事務所の所在地又は行政書士法人の主たる事務所の所在地及び従たる事務所の所在地
- (4) 懲戒処分の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 行政書士に対する懲戒処分の基準

違反行為等	懲戒処分の種類
1 法第1条の3第2項又は第1条の4第1項ただし書の規定に違反して他の法律において制限されている業務を行うこと。	業務の停止又は戒告
2 法第8条第2項の規定に違反して同条第1項の事務所を2以上設けること。	業務の停止又は戒告
3 法第9条の規定に違反して同条第1項の帳簿を備え付けず、又は2年間保存しないこと。	業務の停止又は戒告
4 第10条の規定に違反して行政書士の信用又は品位を害するような行為をすること。	業務の禁止、業務の停止又は戒告
5 法第10条の2第1項の規定に違反して同項の規定による報酬の額を掲示しないこと。	業務の停止又は戒告
6 法第11条の規定に違反して正当な事由がなく依頼を拒むこと。	業務の停止又は戒告
7 法第12条の規定に違反して正当な事由なく業務上知り得た秘密を漏らすこと。	業務の禁止、業務の停止又は戒告
8 法第14条に規定する行政書士にふさわしくない重大な非行があったこと。	業務の禁止、業務の停止又は戒告
9 1から8までに掲げるもののほか、法令違反で悪質なものをすること。	業務の停止又は戒告

2 行政書士法人に対する懲戒処分の基準

違反行為等	懲戒処分の種類
1 法第13条の5第1項の規定に違反して社員が行政書士でないこと。	業務の停止又は戒告
2 法第13条の6ただし書の規定に違反して法令上制限がある業務を行うこと。	業務の停止又は戒告
3 法第13条の14の規定に違反して同条に規定する社員を常駐させないこと。	業務の停止又は戒告
4 法第13条の15の規定に違反して同条に規定する特定社員が常駐していない事務所において特定業務を取り扱うこと。	業務の停止又は戒告
5 法第13条の17の規定において準用する法第9条の規定に違反して同条第1項の帳簿を備え付けず、又は2年間保存しないこと。	業務の停止又は戒告
6 法第13条の17の規定において準用する第10条の規定に違反して行政書士の信用又は品位を害するような行為をすること。	解散、業務の停止又は戒告
7 法第13条の17の規定において準用する法第10条の2第1項の規定に違反して同項の規定による報酬の額を掲示しないこと。	業務の停止又は戒告
8 法第13条の17の規定において準用する法第11条の規定に違反して正当な事由がなく依頼を拒むこと。	業務の停止又は戒告
9 法第14条の2第1項又は第2項の規定により運営が著しく不当であると認められること。	解散、業務の停止又は戒告
10 1から9までに掲げるもののほか、法令違反で悪質なものをすること。	業務の停止又は戒告